

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 学校法人近畿大学  
法人番号: 2122005000036  
住 所: 大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号
2. 指名停止措置期間: 令和3年9月16日から令和3年10月15日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲: 近畿地方測量部管内

4. 事実概要:

学校法人近畿大学医学部の元教授は、令和3年3月中旬までのおよそ6年間に、大阪府警から委託された司法解剖に際して、これに伴う検査を実際には実施していないのに内容を偽った報告書を作成するなどして架空に請求し、大阪府警から検査料をだまし取ったとして、令和3年7月16日、詐欺の疑いで大阪府警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由:

役務の有資格登録業者である学校法人近畿大学の使用人の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1~14 略	略
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島正和 電話 029-864-4385 (直通)  
総務部契約管理官 大橋秀己 電話 029-864-6870 (直通)